

鳥取県施設入所障がい児者等在宅生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県障がい児者等在宅生活支援事業補助金交付要綱（平成15年11月28日付障第1145号鳥取県知事通知）の別表の第1欄に掲げる鳥取県施設入所障がい児者等在宅生活支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害者支援施設をいう。
- (2) 障がい児入所施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児入所施設をいう。
- (3) 居宅介護 障害者総合支援法に定める居宅介護をいう。
- (4) 行動援護 障害者総合支援法に定める行動援護をいう。

(目的)

第3条 障がい者支援施設、障がい児入所施設、医療機関及び共同生活援助（グループホーム）に入所、入院又は入居している障がい児者（精神障がい等を含む。）で地域移行に向けての一時帰宅を行う者等が、盆や正月などに一時帰宅した際に、必要となる在宅サービスを利用できるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、市町村とする。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する障がい児者であって、かつ、本サービスを利用しなければ帰宅することが困難であると市町村が認めた障がい児者とする。ただし、障害者総合支援法の居宅介護又は行動援護の利用が可能である場合には、これらの事業の利用が本事業の利用に優先するものとする。

- (1) 障がい者支援施設に入所している者（通所している者を除く。）であって、かつ、障害者総合支援法における援護の実施者が鳥取県内の市町村である施設入所者
- (2) 障がい児入所施設に入所している障がい児（通所している障がい児を除く。）
- (3) 地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者
- (4) 自立に向けての一時帰宅を行う共同生活援助（グループホーム）に入居している者

(対象サービス)

第6条 本事業の対象となるサービスは、居宅介護及び行動援護とする。

2 サービスを提供できる事業所は、障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所又は基準該当障害福祉サービス事業所とする。

(利用できる上限時間数)

第7条 本事業の対象となる利用時間数は、当該年度中20時間を上限とする。ただし、全身性障がい者等であって、市町村が特に必要と認めた障がい児者にあつては、40時間を上限とする。

(利用できる期間)

第8条 サービスを利用できる期間は、一時帰宅期間中とする。

(利用申請)

第9条 本事業の利用を希望する者（児童にあつては保護者）は、市町村に利用申請書（様式第1号）を提出することとする。

2 市町村は、本事業の円滑な利用の観点から、必要に応じて、あつせん及び連絡調整など必要な援助を行うこととする。

（利用の決定）

第10条 市町村は、利用申請書を受理したときは、本事業の利用の適否を判断し、利用を適当と認める場合には、障害者総合支援法に準じ、支給量及び利用者負担額等を決定する。

2 市町村は、利用を決定したときは、利用決定通知書（様式第2号）により申請者に対してその旨通知することとする。

（利用料）

第11条 利用料は、利用者が利用した対象サービスの内容に応じて、「所定額」に対して給付されるであろう「介護給付費」の額とする。

2 前項に規定する「所定額」は、利用者の障がいの種類に応じて、障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）に定める単価を適用することとする。

（利用者負担額）

第12条 利用者負担額については、障害者総合支援法の利用者負担額に相当する額とし、利用者が事業者に納付することとする。

（利用者管理台帳の作成・整備）

第13条 市町村は、様式第3号を参考にして、利用者管理台帳を作成し、利用決定の内容等を記載し、整備すること。

（利用料の請求）

第14条 利用料の請求期日及び請求に必要な書類については、次に掲げるものとする。

（1）サービス提供事業者が市町村に対して利用料を請求する期日については、各月分について翌月10日までとする。

（2）サービス提供事業者が利用料を請求するに当たって必要となる書類については、請求書、明細書及びサービス提供実績記録票とする。

（利用料の支払）

第15条 市町村は、事業者より提出された請求書類と利用者管理台帳を突合させ、請求内容を審査し、サービス提供月の翌々月末までに支払うこととする。

（その他）

第16条 支給決定の取消し、利用者負担額の変更等その他必要な事項については、障害者総合支援法に準じて取扱うものとし、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月28日から施行し、平成15年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 10 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 9 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県施設入所障がい児者在宅支援事業利用申請書

（あて先）〇〇市（町村）長 様

鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業実施要綱（平成15年11月28日付障第1145号鳥取県知事通知）第9条第1項の規定により、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成
	氏名			年 月 日
	居住地	(電話)		
	フリガナ		生年月日	昭和・平成
	支給申請に係る児童氏名			年 月 日
	現在利用している施設の名称			
申請する支援の種類・内容 (申請する支援の種類に <input type="checkbox"/> をしてください。)	<input type="checkbox"/> 居宅介護	(内容)		
	<input type="checkbox"/> 行動援護	(内容)		

届出者	フリガナ		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 代行者
	氏名		申請者との関係	
	居住地	(電話)		

利 用 決 定 通 知 書

○ ○ ○ ○ 様

職 氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業については、下記のとおり決定しましたので、鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業実施要綱（平成15年11月28日付障第1145号鳥取県知事通知）第10条第2項の規定により通知します。

記

支給決定障がい者(保護者)氏名		支給決定に係る児童氏名	
支給決定日			
支給期間			
支援の種類	支給量	利用者負担額	
居宅介護			
行動援護			

<問い合わせ先>

〇〇市(町村) 〇〇〇課
住 所
電話番号

利用者管理台帳

（ 年度）

番号	支給決定障がい者 （保護者）氏名	支給決定に係る 児童氏名	支給決定日	支給量 （年間の時間数）	利用者負担額（円）	利用実績									
						区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
1						区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
						支給量実績									
						支払額									
						区分	11月	12月	1月	2月	3月	計			
						支給量実績									
支払額															
2						区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
						支給量実績									
						支払額									
						区分	11月	12月	1月	2月	3月	計			
						支給量実績									
支払額															
3						区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
						支給量実績									
						支払額									
						区分	11月	12月	1月	2月	3月	計			
						支給量実績									
支払額															